

外貨表示財務諸表の換算方法に関する研究 (4)

— 換算方法の国際比較 —

榊原英夫

- I はじめに
- II 決算日レート法による換算手続の比較分析
- III 高率インフレーション下での換算方法の比較分析
- IV むすび

I はじめに

論文 [18] で指摘したように、近年、状況別換算法（テンポラル法と決算日レート法の2つの換算方法を状況に応じて適用する換算方法）が、多くの国の会計基準において採用されてきている。たとえば、①アメリカの財務会計基準審議会による財務会計基準書第52号、②カナダ勅許会計士協会の会計基準設定委員会による会計勧告セクション1650、③オーストラリアの会計基準審議会による会計基準第1012号、④イギリスの会計基準委員会による標準会計実務書第20号、⑤ニュージーランドの会計研究・基準審議会による標準会計実務書第21号などいずれの会計基準においても、状況別換算法が採用されている。また、国際会計基準委員会による国際会計基準第21号においても、状況別換算法が採用されている。状況別換算法のもとでは、在外事業体が独立型在外事業体と従属型在外事業体とに識別され、前者には決算日レート法が適用され、後者にはテンポラル法（ニュージーランドの場合には、貨幣・非貨幣法）が適用される。このように、外貨表示財務諸表の換算方法に関する会計基準は、多くの国において状況別換算法が採用されており、各基準に基本的な差異はない。¹ しかし

1 村上氏 ([16], 242頁) によれば、「フランスでは、原則的に貨幣非貨幣法による換算が行われる。P.G.C.1982年によれば、現預金、金銭債権債務に対しては決算日レート、棚卸資産、

ながら、状況別換算法のもとで決算日レート法が適用される場合、その換算手続には、各基準に差異がみられる。また、高率インフレーション下での換算方法にも、各基準に差異がみられる。このため、本論文では、まず、各基準における決算日レート法による換算手続を比較し、その差異を分析する。次に、各基準における高率インフレーション下での換算方法を比較し、その差異を分析する。

II 決算日レート法による換算手続の比較分析

本章では、各基準における決算日レート法による換算手続を比較し、その差異を明らかにするとともに、各換算手続の論拠を中心に分析する。

(1) 決算日レート法による換算手続の比較

図1(37-38頁参照)は、①アメリカの財務会計基準審議会による財務会計基準書第52号、②カナダ勅許会計士協会の会計基準設定委員会による会計勧告セクション1650、③オーストラリアの会計基準審議会による会計基準第1012号、④国際会計基準委員会による国際会計基準第21号、⑤イギリスの会計基準委員会による標準会計実務書第20号、⑥ニュージーランドの会計研究・基準審議会による標準会計実務書第21号、⑦日本の企業会計審議会による外貨建取引等会

固定資産に対しては取引日レートで換算される。貨幣項目を決算日レートで換算することから生じる換算損益は、親会社が行った外貨建取引の換算損益と同様に処理される。つまり、現預金から生じる換算損益は当期損益に含める一方、外貨建金銭債権債務から生じる換算損益は当期の損益に含めず、経過勘定として処理する。当該換算差額が潜在的損失である場合に為替差引当金の設定対象となるのも同様である。」と説明されている。また、文献〔5〕、248頁)によれば、「ドイツ法及び会計原則には、採用すべき換算方法についての特定の規定はない。ただし、換算方法に関する厳格な継続性と注記による適切な開示が要求されている。外貨表示財務諸表の換算から生じる差損益は、每期継続した処理が行われていることを条件に、損益計算書または貸借対照表の自己資本の部に計上することができる。」と説明されている。なお、わが国の企業会計審議会は、「外貨建取引等会計処理基準」(1979年)においては、修正テンポラル法を原則として、採用していたが、1995年5月に改訂「外貨建取引等会計処理基準」を公表し、そこでは存外子会社に対して一律決算日レート法の適用を採用している。

図1 「決算日レート法による換算手続」の国際比較

	アメリカ (SFAS No. 52)	カナダ (AR1650)
貸借対照表項目の換算	資産および負債については、決算日の為替レートをを用いるべきである ([7], par.12)。	(a)資産および負債は、決算日の実際の為替レートで報告通貨に換算すべきである ([3], par.33)。
損益計算書項目の換算	収益、費用、利益および損失については、これらの項目が認識される日の為替レートをを用いるべきである。きわめて多数の収益、費用、利益および損失をそれらが認識される日の為替レートで換算することは、通常、実務的ではないので、これらの諸要素を換算するために、適切な期中加重平均レートをを用いることも認められる ([7], par.12)。	(b)収益および費用項目(減価償却費および無形資産償却費を含む)は、それらが会計期間中の利益に認識される期日の実際の為替レートで報告通貨に換算すべきである ([3], par.33)。このセクションにおける勧告を文字通り適用すると、合理的な概算での結果を得るためには、わずらわしく、不必要なほど詳細な記録や計算が要求されるであろう。したがって、平均法およびその他の概算法の使用が容認される。たとえば、多数の収益、費用、利得および損失をこれらの項目が認識された日の為替レートで換算することは、一般に実行不可能である。適切なその期間の加重平均為替レートが、通常、そのような項目を換算するために使用されるであろう ([3], par.61)。
換算差額の処理	ある事業単位の機能通貨が外貨である場合、換算調整勘定がその事業単位の財務諸表を報告通貨に換算するプロセスから生じる。換算調整勘定は、純利益の計算に含めるべきではなく、独立した持分構成項目として別個に表示し、累積すべきである ([7], par.13)。	自己充足的な在外事業体の財務諸表の換算から生じる為替差損益は、株主持分を構成する独立項目として計上し、繰り延べるべきである。ただし、在外事業体の経済的状況が報告企業の状況に比べて高率インフレーションにある場合は除かれる ([3], par.36)。

	オーストラリア (ASRB1012)	国際会計基準 (IAS No. 21)
貸借対照表項目の換算	(a)資産および負債は、決算日の為替レートで換算される。 (b)投資日での所有主持分、一会社の場合には取得時点での資本金および取得前の準備金を含むは、その日のカレントな為替レートで換算される。 (c)留保利益または累積損失以外の取得後の所有主持分の変動は、これらの変動日でのカレントな為替レートで換算される。ただし、変動が所有主持分内での項目間の振替を表す場合には、その変動は、振替られた金額が、最初に所有主持分に含められた日のカレントな為替レートで換算されるであろう。 (d)留保利益からの分配(つまり、配当金の支払または提案、またはそれに相当するもの)は、その分配が提案された日(株主の承認が要求されない場合、分配が宣言された日)のカレントな為替レートで換算される。 (e)損益計算書からの振替による、留保利益または累積損失の取得後の変動は、各会計年度ごとに(f)を適用する結果として計上される ([1], par.6)。	(a)在外企業実体の資産および負債(貨幣性および非貨幣性のいずれも)は、決算日レートで換算すべきである ([12], par.30)。
損益計算書項目の換算	(f)収益および費用項目は、取引日のカレントな為替レートで換算される (par.6)。適合するレートに近似する平均レートまたは基準レートが、実務上の理由で使用されることがある。これは、経営者の判断の問題であり、重要性の配慮を伴うであろう ([1], par.xxxiv)。	(b)在外企業実体の収益および費用項目は、取引日の為替レートで換算すべきである。 ([12], par.30)。実務上の理由で、取引日の実際のレートに近似するレートが、在外事業体の、収益および費用項目を換算するためにしばしば使用される ([12], par.31)。
換算差額の処理	為替差額は、直接外貨換算準備金に計上されるであろう ([1], par.20)。	(c)すべての為替差額は、純投資が売却されるまで持分項目として分類されるべきである ([12], par.30)。

	イギリス (SSAP No. 20)	ニュージーランド (SSAP No. 21)
貸借対照表項目の換算	在外事業体の貸借対照表上の金額は、決算日の為替レートをを用いて投資会社の報告通貨に換算すべきである ([10], par.16)。	独立型在外事業体の財務諸表は、決算日レートで換算されるべきである ([17], par.5.9)。
損益計算書項目の換算	決算日レート法のもとで会計処理される在外企業の損益計算書は、決算日レートまたは期間平均レートで換算すべきである。平均レートは、在外企業の状況にもっとも適すると考えられる方法により計算すべきである ([10], par.54)。 適切な方法は、個々の会社ごとに異なるであろうから、平均レートを計算する特定の方法は、規定されていない。考慮する必要があるであろう要因には、会社の内部会計手続や取引の季節変動の程度が含まれる。加重手続の使用がほとんどの場合望まれる。使用される平均レートが決算日レートと異なる場合、準備金で処理すべき差額が生じる ([10], par.18)。	独立型在外事業体の財務諸表は、決算日レートで換算されるべきである ([17], par.5.9)。
換算差額の処理	換算差額は、この決算日の為替レートが前年度の決算日またはその後の資本投下（または減少）日の為替レートと異なる場合に、生じるであろう (par.16)。決算日レートで在外企業の期首純投資を換算することから生じる換算差額は、準備金の変動として記録すべきである (par.53) 平均レートを使用する場合、平均レートで換算した損益計算書と決算日レートで換算したそれとの差額は、準備金の変動として記録すべきである ([10], par.54)。	以前報告されていた為替レートと異なるレートで期首の純投資を換算することから生じる差額は、外貨換算準備金に計上されるべきである ([17], par.5.9)。

日本 (外貨建取引等会計処理基準)	
貸借対照表項目の換算	資産及び負債については、決算時の為替相場による円換算額を付する (三-1)。 親会社による株式の取得時における資本に属する項目については、株式取得時の為替相場による円換算額を付する (三-2)。 親会社による株式の取得後に生じた資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付する (三-2)。
損益計算書項目の換算	収益及び費用については、期中平均相場又は決算時の為替相場による円換算額を付する (三-3)。
換算差額の処理	換算によって生じた換算差額は、為替換算調整勘定に計上し、貸借対照表上、資産の部又は負債の部に記載する (三-4)。

計処理基準における「決算日レート法による換算手続」の国際比較である。

図1「決算日レート法による換算手続」の国際比較から明らかなように、資産および負債の換算レートについては、各基準に差異はみられない。いずれの基準も資産および負債を決算日の為替レートによって換算すべきであると規定している。また、資本項目については、オーストラリアおよび日本の基準は、歴史的レートによって換算すべきであると規定している。その他の基準は、資

本項目の換算レートについて規定していないが、資本項目以外の項目についての規定から、資本項目を歴史的レートによって換算することが想定されていると解釈できる。

したがって、貸借対照表項目については、各基準に差異はみられない。しかしながら、損益計算書項目の換算レートについては、基準間に差異がみられる。アメリカ、カナダ、オーストラリアの各基準および国際会計基準は、原則として、損益計算書項目を取引日の為替レートによって換算すべきであると規定している。ただし、実務上の理由から、損益計算書項目を平均レートによって換算することが容認されている。他方、イギリスおよび日本の基準は、損益計算書項目を決算日の為替レートによって換算する方法と平均レートによって換算する方法の両方を原則的な方法として認めている²。また、ニュージーランドの基準は、損益計算書項目を決算日の為替レートによって換算すべきであると規定している。

次に、換算差額については、日本の基準以外のいずれの基準においても、独立した持分構成項目として処理すべきであると規定されている。日本の基準によれば、換算差額は、貸借対照表上、為替換算調整勘定として資産の部または

2 白鳥教授〔20〕、69頁〕によれば、損益計算書項目の換算に関する日本基準の論理は、決算日レートを適用する場合であれ、平均レートを適用する場合であれ、テンポラル法的な考え方に基づいているとの見解が次のように指摘されている。「収益・費用などの損益項目の換算については、改訂基準の前文に示されているように、

- ①当期純利益は決算時に確定するものだから、貸借対照表の資本項目に含まれる純利益はCR法で換算すべきであると考えられる場合には、純利益を構成する収益・費用各項目をCRで換算するのが適切であり、
- ②当期純利益は期間中を通して稼得されるものだから、貸借対照表の資本項目に含まれる純利益はARで換算すべきであると考えられる場合には、純利益を構成する収益・費用各項目をARで換算するのが適切である、

という説明（改訂基準・前文Ⅱ 3(3)）は、明らかにテンポラル法的な考え方を反映している。

- ①においてCRによる換算を適当としているのは、収益・費用各項目が確定的には決算時に認識されると考えるからであり、CRが偶々その時点の為替相場であるからに他ならない。また、②においてARによる換算を適当としているのは、収益・費用各項目が期中平均的に稼得され、期中平均時点で認識されていると考えるからである。」

負債の部に計上される。要するに、決算日レート法による換算手続は、①損益計算書項目の換算レート（決算日の為替レートか取引日の為替レートのいずれにより換算すべきか）と②換算差額の処理（独立した持分構成項目として処理すべきか資産の部または負債の部に計上すべきか）について差異がみられる。

(2) 決算日レート法による換算手続の差異分析

本節では、①損益計算書項目の換算レートについての差異（損益計算書項目を決算日の為替レートにより換算すべきか、取引日の為替レートにより換算すべきか）と②換算差額の処理についての差異（換算差額を独立した持分構成項目として処理すべきか、資産の部または負債の部に計上すべきか）を各換算手続の論拠を中心に分析する。

① 損益計算書項目の換算レートについての差異分析

図1（37-38頁参照）から明らかのように、損益計算書項目の換算レート（決算日の為替レートか取引日の為替レートのいずれにより換算すべきか）について各基準に差異がある。前述したように比較的多くの基準（アメリカ、カナダ、オーストラリアの各基準および国際会計基準）において、損益計算書項目は、原則として、取引日の為替レートによって換算すべきであると規定されている。しかしながら、損益計算書項目に取引日の為替レートを適用すべきあるとする論拠は、指摘されていない。むしろ、いくつかの基準において、決算日の為替レートを適用すべきあるとする論拠が、換算目的達成の観点から、指摘されている。つまり、損益計算書項目に決算日の為替レートを適用すれば、外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が換算後も保持されるとの換算目的が達成可能となることから、決算日の為替レート適用の論拠として指摘されている。

たとえば、イギリスの基準（SSAPNo. 20）³ は、決算日の為替レート適用についてのかかる論拠を「在外事業体の損益計算書上の金額は、決算日レート

3 イギリスの基準（SSAPNo. 20）は、換算目的について、「外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算は、レート変動による会社のキャッシュフローおよび持分への影響と一般

または当該会計期間の平均レートで換算すべきである。決算日レートの使用は、par. 2で述べた換算目的、つまり、換算前の外貨表示財務諸表で測定されている通りに財務的成果および項目間の諸関係を反映するとの目的を達成しそうである。しかしながら、平均レートは、損益やキャッシュフローが会計期間を通して企業集団に生じる通りに、それらをより公正に反映すると主張できる。したがって、選択した方法を毎期一貫して適用することを条件に、いずれの方法の使用も、認められる（[10], par.17.）」と指摘している。

また、アメリカの基準（SFASNo. 52）は、実務上の理由で損益計算書項目に対する決算日の為替レートの適用を認めていないが、外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が換算後も保持されるとの換算目的達成の観点から、損益計算書項目に対する決算日の為替レート適用の論拠を次のように指摘している。⁴

「本基準書のpar.12によれば、在外事業体の収益、費用、利益および損失は、それら基礎的な諸要素が認識された日に換算されたかのような金額がおおよそ

的に整合する結果をもたらすべきであるし、財務諸表が経営者の活動の結果についての真実にして公正な概観を表示すべきである。また、連結財務諸表は、換算前の外貨表示財務諸表で測定されている通りに財務的成果および項目間の諸関係を反映すべきである。（[10], par 2.）」と述べている。

4 白鳥教授（[19], 9-10頁）は、「FAS 52が損益項目を決算日レートで換算しない実務上の理由」を次のように説明している。「ここでFAS 52が損益項目を決算日レートで換算しない理由としてあげているのは、すでに経過した中間期の書換えとか、キャッチアップ修正を行うことの煩雑さである。たとえば、米国所在子会社の当年度損益計算書における売上高が14万ドルであり、その四半期別明細と、各四半期末の1ドル当り為替相場は、

	1	2	3	4	計
売上高（\$）	50,000	30,000	20,000	40,000	140,000
為替相場	220	230	210	240	

であるとしよう。すると、各四半期ごとの売上高を、それぞれの四半期末の為替相場で円換算した額は、

	1	2	3	4	計
売上高（¥）	11,000,000	6,900,000	4,200,000	9,600,000	31,700,000

となる。ところが、当年度損益計算書上の売上高14万ドルを期末の為替相場240円で換算すると、年間売上高の円換算額は、3,360万円となり、すでに経過した中間期において連結に含めて公表した円金額の合計とは合わない。これを合わせるためには、すでに経過した中間期

算出される方法（時に、加重平均法と呼ばれる）で換算するように要求されている。このことは、会計上の配分項目（たとえば、減価償却費、売上原価、繰延収益および繰延費用の償却）にも適用され、その配分が収益および費用に計上される日のカレント・レート（関連する項目が当初発生した日のレートではない）での換算を要求している。機能通貨アプローチの目的、特に、par.70 (c)（個々の連結事業単位の財務的成績や項目間の諸関係をそれらの機能通貨で測定されたように連結財務諸表に反映する—引用者挿入）で示された目的は、決算日レートのような単一のカレント・レートをそれらの諸要素に適用することにより、もっともうまく達成される。しかしながら、そうすると、レートが変動する場合、以前の間中期の報告を書換えしたり、利益をキャッチアップ修正する記帳が必要となる。したがって、審議会は、実務上の理由でこの代替的方法を拒絶した（[7], par.99.）

このように、損益計算書項目に決算日の為替レートを適用することの論拠は、外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が換算後も保持されるとの換算目的達成の観点から、一応説明されている。これに対して、決算日レート法のもとで損益計算書項目に取引日の為替レートを適用することの論拠は、まったく説明されていない。それどころか、損益計算書項目に取引日の為替レートを適用することの基礎には、外貨ではなく本国通貨を測定単位とする考え方（テンポラル法的な考え方）が内在していると指摘する論者さえいる。たとえば、白鳥教授（[19], 9-10頁）は、損益計算書項目（収益、費用、利益および損失）をそれらの項目が認識される日（取引日）の為替レートにより換算する手続の基礎には、外貨ではなく本国通貨を測定単位とする考え方が内在しているとの見解を次のように述べている。

「そこで、損益項目についてキャッチアップ修正しないという、上述したF

の売上高を期末のレートで換算し直すという後追い修正（キャッチアップ修正）をくわえなければならない。しかし、それは煩雑なので、すでに公表済の円金額と辻褃が合うように、決算日レートでは換算しない、ということである。」

AS52の換算方式にひそむ論理を探ってみよう。上例(41頁注4 参照—引用者挿入)についてみると、まず、ドル(外国通貨)を単位として年間売上高の測定計算を行う(1式)がある。

$$\$ 50,000 + \$ 30,000 + \$ 20,000 + \$ 40,000 = \$ 140,000 \cdots (1式)$$

次に、円を単位として年間売上高の測定計算を行う(2式)がある。

$$¥11,000,000 + ¥6,900,000 + ¥4,200,000 + ¥9,600,000 = ¥31,700,000 (2式)$$

年度損益計算書上の売上高14万ドルは、(1式)による測定の結果えたものであるが、その円への表示単位変換に際しては、(2式)の円を測定単位とする計算が決定的に重要な意味をもっており、(1式)のドルを単位とする計算は意味をもっていない。すなわち、FAS52では、損益項目の換算について、円を単位とする計算が行われているのである。したがって、FAS52の換算では、資産と負債については外国通貨たるドルを測定単位とした貨幣計算を行い、この結果を決算日レートで円に表示単位変換し、他方、損益項目については円を測定単位とした貨幣計算を行うという構造になっている。このようにみると、FAS52は単純明快な複数測定単位方式というより、むしろ混合測定単位方式をとっている、といえるであろう。』

要するに、損益計算書項目に決算日の為替レートを適用すべきあるとする論拠は、換算目的達成の観点から、つまり、外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が換算後も保持されるとの観点から、説明されている。しかしながら、損益計算書項目に取引日の為替レートを適用すべきあるとする論拠は、まったく説明されていない。

② 換算差額の処理についての差異分析

図1(37-38頁参照)から明らかのように、日本基準以外の多くの基準において、決算日レート法のもとで生じる換算差額は、損益計算書に計上すべきではなく、資本項目(独立した持分構成項目)として処理すべきであると規定されている。⁵ 日本基準においては、換算差額は、資産の部または負債の部に計上すべきであると規定されている。多くの基準によれば、為替レートの変動は、

在外事業体あるいは報告企業のいずれの活動からの現在および将来キャッシュフローにも直接的な影響を与えないことが、換算差額を資本項目として処理することの論拠として指摘されている。⁶ たとえば、イギリスの基準(SSAPNo.20)によれば、換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処理すべきであるとする論拠が次のように指摘されている。

「在外事業体の経営成績は、(通常連結修正以外)修正せずに現地通貨で

5 オーストラリアの基準(ASRB1012)は、換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処理すべきであるとする論拠を次のように説明している。「決算日に期首の純資産が過年度に適用された為替レートと異なるレートで換算されたり、収益および費用が決算日でのレート以外のレートで換算される場合、決算日レート法の適用により、換算差額が生じるであろう([1], par.xiii)。

企業集団を構成している会社が異なる国にある状況のもとで、会社の財務諸表および連結財務諸表を作成する必要があるため、決算日レート法のもとで生じる換算差額が、生じるであろう。これらの換算差額は、会社内部または企業集団内部での取引または会社または企業集団の外部の当事者との取引と関係して発生するであろう損益とほとんどまたはまったく関係がないだろう([1], par.xiv)。

自己充足的在外事業体の財務諸表または連結財務諸表の換算は、全体的概観を可能にする集計手段である。結果として生じる換算差額を損益についての1つの尺度としてみることは、不適切であろう。会計基準は、換算差額を株主資本および準備金の区分上の『外貨換算準備金』という独立した準備金に直接計上することを要求している。この準備金は、借方残高の場合もあれば、貸方残高の場合もある([1], par.xv)。

また、カナダの基準(AR1650)は、換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処理すべきであるとする論拠を次のように説明している。「自己充足的在外事業体の場合、報告企業の為替レート変動に対するエクスポージャーは、在外事業体への純投資に限定されている。自己充足的在外事業体の資産および負債は、報告企業の財務諸表への組み入れ目的のために決算日の実際のレートで換算される。したがって、為替レートが変動する場合、換算損益が生じるであろう。この換算損益は、報告企業の活動に直接影響を与えるものではない。委員会は、換算損益が生じた期間に報告企業の損益計算書にこの換算損益を組み入れることは不適切であるとの見解をとっている。それは、株主持分の独立した構成項目として報告企業の財務諸表に報告すべきである。([3], par.34)。」

6 嶺教授([14], 259-260頁)は、決算日レート法のもとで生じる換算差額を資本項目として処理すべきであるとする別の論拠を次のように指摘している。「決算日レート法の場合、その換算の目的は外貨表示財務諸表の項目間の相互関係を換算後においても維持することである。したがって、決算日レート法の適用によって生ずる換算差額を、その発生した期の損益として処理した場合、純利益は増減し、換算前の財務関係を歪める結果になる。このこと

の財務諸表上で表示された純利益を連結することにより企業集団の損益計算書にもっともうまく反映される。在外事業体における会社の純投資の再換算から生じる為替差額が損益計算書に導入されるなら、現地通貨財務諸表で表示された営業活動からの成果は、歪められるであろう。そのような差額は、在外事業体の営業活動または財務活動とは無関係の多くの要因から生じるであろう。特に、それらは実際のまたは将来のキャッシュフローの変化を示さないし、測定しない。したがって、それらを利益または損失とみなすことは不適切である。それらは準備金への修正として処理すべきである（[10], par.19）。]

また、国際会計基準第21号によっても、換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処理すべきであるとする論拠が次のように指摘されている。

「在外企業実体の財務諸表の換算においては、次のことから生じる換算差額が認識される。

- (a) 取引日での為替レートで収益および費用項目を換算し、決算日レートで資産および負債を換算すること
- (b) 在外企業実体の期首の純投資をその前年度の報告に適用した為替レートと異なるレートで換算すること
- (c) 在外企業実体の持分のその他の変動

為替レートの変動は、在外企業実体あるいは報告企業のいずれの活動からの現在および将来キャッシュフローにも直接的な影響を与えないので、これらの換算差額はその期間の収益または費用として認識されない。在外企業実体が連結されるが完全所有されていない場合、換算から生じる累積換算差額は、連結財務諸表上の少数株主持分に帰属させられ、その一部として報告される（[12],

から、換算差額は損益計算に含めず、資本の部において独立項目として会計処理するのが適切であるということになる。また、換算差額を資本の部に含めた場合、純財産（純投資）を決算日レートで換算したのと同じ結果になり、為替レートの変動が影響を与えるのは個々の特定の資産・負債ではなく、純財産（純投資）であるとする決算日レート法の立場とも符合することになるのである。」

Par.32)。」

また、アメリカの基準 (SFASNo.52) も換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処理すべきであるとする論拠を「換算調整勘定は、機能通貨によるキャッシュフローの観点から存在するものではない。換算調整勘定は、単なる換算プロセスの結果であり、報告通貨によるキャッシュフローに直接影響を与えるものではない。為替レートの変動は、純投資の売却または清算時に実現するであろう純投資への間接的影響をもつが、その影響は純投資に関係するが投資先の事業には関係しない。売却または清算される以前の時点では、その影響はきわめて不確実であるとともに遠い将来のことであるので、当期に生じた換算調整勘定を経営成績の一部として報告すべきではない ([7], par. 111)。」と指摘している。⁷ さらに、ニュージーランドの基準 (SSAP No.21) も、換算差額を損益計算書に計上すべきではなく、資本項目として処

7 アメリカの基準 (SFASNo. 52) は、換算調整勘定の本質について、「本基準に賛成した審議会の委員の中には、換算調整勘定の本質について2つの見解があった。いずれの見解によっても、この調整額は純利益から排除され、持分に計上されるので、審議会はいずれの見解を容認すべきかを定める必要はないと考えた ([7], par.112)。」と述べた上で、換算調整勘定の本質についての2つの見解を次のように説明している。「第一の見解は、報告通貨と機能通貨のいずれもドルである親会社 (投資家) によって、その機能通貨がドル以外の通貨である他の事業体に投資が行われているとの観点から説明される。ドルと他の通貨との為替レートの変動は、機能通貨によって測定された他の実体の純投資に変化をもたらさないが、純投資のドル相当額に変化をもたらす。為替レートの有利な変動は、ドル相当額を増加させ、為替レートの不利な変動は、ドル相当額を減少させる。したがって、換算調整勘定には、為替レート変動の経済的効果が反映される。しかしながら、純投資のドル相当額の変化は、未実現の増加または減少であり、在外事業体により稼得された機能通貨による正味のキャッシュフロー (これは一般に再投資されたり、親会社に分配される) に影響を与えるものではない。この理由で、換算調整勘定は、純利益の計算から切り離して報告される。つまり、換算調整勘定は、持分の一部として別個に累積される。概念基準書第3号によれば、包括利益は、所有主に帰属しない源泉の取引から生じる、ある事業体の一期間における持分 (純資産) の変化であると定義されている。第一の見解によれば、換算調整勘定は、包括利益の未実現部分であると考えられ、上述した理由により、純利益から切り離して報告されるべきである ([7], par.113)。

第二の見解は、単に、換算調整勘定を換算プロセス (これは、連結企業について全体的な

理すべきであるとする論拠を「以前報告されていた為替レートと異なるレートで期首の純投資を換算することから生じる差額は、損益計算書から排除され、準備金（以下において「外貨換算準備金」と呼ぶ）に直接計上されるべきである。というのは、為替レートの変動は、報告企業あるいは在外事業体のいずれの現在および将来の営業上のキャッシュフローの活動にもほとんどあるいはまったく直接的な影響を与えないからである（[17], par.4.15）。」と指摘している。

他方、日本の基準（外貨建取引等会計処理基準）は、その前文（2「改訂基準の要点と考え方」・3.在外子会社等の財務諸表の換算基準）において、換算差額（為替換算調整勘定）を資産の部または負債の部に計上することとした考え方を次のように説明している。⁸

「現地通貨による財務諸表そのものを重視する決算日レート法の主旨からすれば、現地通貨による子会社等の財務諸表上で資本の増減が認識された場合のみ、換算後の当該子会社等の資本の増減が認識することになるが、為替換算調整勘定は子会社等の財務諸表の換算過程で生じるものであり、現地通貨で認識された子会社等の資本の増減を意味するのではない。したがって、これを資

情報を提供するに不可欠である）の機械的な副産物とみる。外貨換算調整勘定の累積額は、恒常ドルで測定された持分（純資産）と名目的なドルで測定された同じ純資産との差額に類似するであろう。このように考えると、一期間中の換算調整勘定は、純利益の計算から排除して別個に報告し、独立した持分構成項目として計上すべきである。この意味で、それは過年度に報告された持分の再表示であり、恒常ドルの測定単位が変動したとき、過年度から当期へ恒常ドルでの持分を再表示するために恒常ドル会計において展開された再表示に類似している。概念基準書第3号のpar.58において、このような再表示は、当期の包括利益に含めずに、持分に計上することが予定されている。（[7], par.114）。」

8 日本の基準（外貨建取引等会計処理基準）は、その前文（2「改訂基準の要点と考え方」・3.在外子会社等の財務諸表の換算基準）において、為替換算調整勘定の本質を「貸借対照表の資産の部または負債の部に記載された為替換算調整勘定は、決算時の為替相場により換算した子会社等の資産・負債の差額を取得時または発生時の為替相場により換算した資本項目の総額に一致させるための、資産・負債全体に対する包括的な調整項目と解すべきものであり、資産性または負債性をもつ独立の項目を意味するものではない。」と説明している。

本の部に含めるのは適切ではないという考え方である。さらに、為替換算調整勘定を資本の部に記載すれば、事実上、留保利益の増減を損益計算書を經由することなく認識することになるが、それは、わが国の現行制度上の基本的な考え方とも相容れないと考えたためである。]

また、森田教授（[15]，31-32頁）は、日本基準による換算差額（為替換算調整勘定）の処理、つまり、換算差額（為替換算調整勘定）を資産の部または負債の部に計上する処理の論拠を次のように指摘している。⁹

「『改訂基準』では、在外子会社の資産・負債は、決算時のレートで換算し、資本項目は、取得時または発生時のレートで換算する。この場合に生じる為替換算調整勘定は、端的にいえば、資産・負債を決算時のレートで換算して計算した差額（純資産額）と、取得時または発生時のレートで換算した資本項目の額（純資産額）との差額である。この為替換算調整勘定を資産・負債の部に計上することは、決算時のレートで換算した資産・負債の差額を取得時または発生時のレートで換算した資本項目の額に修正することを意味し、それが子会社の純資産の額であるとみることである。

この処理法の下では、為替レートが変動しても、子会社の純資産の円換算額は増減しない。したがって、為替レートが変動しても、それだけでは、連結貸借対照表上、子会社の留保利益（取得後に生じたもの）に対する親会社持分は増減しない。現地通貨での純資産額に増減のあった場合にのみその円換算額も増減し、子会社の留保利益に対する親会社持分も増減することになるのである。

9 森田教授（[15]，32頁）は、換算差額を資本の部に計上する処理についての見方を次のように説明している。「これに対して、為替換算調整勘定を資本の部に計上することは、取得時または発生時のレートで換算した資本項目（純資産額）を決算時のレート換算した額に修正することを意味するが、この処理法の下では、為替レートが変動すれば、現地通貨での子会社の純資産額に増減がなくても純資産の円換算額は増減し、連結貸借対照表上、子会社の留保利益に対する親会社持分も増減することになる。さらに、連結により親会社の投資勘定と相殺される子会社の資本項目（子会社の株式取得時の資本項目）も、事実上、決算時の為替レートで換算されることになるので、ここからも、連結貸借対照表上の親会社持分の額が為替レートの変動により増減することになるのである。」

．．．

この2つの処理法（為替換算調整勘定を資産の部または負債の部に計上する処理法と資本の部に計上する処理法—引用者挿入）のうち、『改訂基準』が為替換算調整勘定を資産・負債の部に計上することとしたのは、次のような考え方による。

テンポラル法に対する決算日レート法の考え方の特徴は、在外子会社等の独立事業体としての性格を強調し、現地通貨での測定値、あるいは、現地通貨での財務諸表そのものを重視するということであると考えられる。そうであれば、為替換算調整勘定を資本の部に計上することによって、現地通貨での子会社の純資産の増減がないのにその円貨額での増減を認識し、その結果、連結貸借対照表上で子会社留保利益に対する親会社持分の増減を認識することは、決算日レート法の主旨に反すると考えられる。これが第1点である。

次に、為替換算調整勘定を資本の部に計上すれば、上記のように、連結により親会社の投資勘定と相殺される資本項目が事実上決算時の為替レートで換算されることになるので、相殺の過程で差額が生じ、これが連結貸借対照表上、親会社持分の増減として残ることになる。これは、親会社の個別貸借対照表で子会社投資をその取得原価で評価するという考え方と相容れないと考えられる。連結財務諸表も親会社の財務諸表なのであるから、それが個別財務諸表の考え方と矛盾するものであってはならない。これが第2点である。」

前述した、決算日レート法のもとでの生じる換算差額を資本項目（独立した持分構成項目）として処理すべきであるとする論拠（つまり、為替レートの変動は、在外事業体あるいは報告企業のいずれの活動からの現在および将来キャッシュフローにも直接的な影響を与えないこと）は、換算差額を損益計算書に計上すべきではないことの説明にはなっているが、換算差額を資本項目として処理すべきであるとの積極的な説明にはなっていないと考えられる。また、決算日レート法のもとでの生じる換算差額を資産の部または負債の部に計上すべきであるとする論拠は、次のように説明されている。つまり、決算日レート法の

基礎にある考え方（現地通貨での測定値，あるいは，現地通貨での財務諸表そのものを重視する考え方）によれば，現地通貨での子会社の純資産の増減がない限り，為替レートが変動しても，子会社の純資産の円換算額は増減すべきではないと考えられる。したがって，子会社の純資産の額は，決算時のレートで換算した資産・負債の差額ではなく，取得時または発生時のレートで換算した資本項目の額（純資産額）でなければならない。このためには，換算差額を資産・負債の部に計上しなければならない。この説明も，決算日レート法自体を支持する論理（「決算日レート法は，為替レートの変動による予測される経済的效果と一般的に整合する換算結果をもたらす」との観点から，決算日レート法を支持する論理や「決算日レート法によれば，換算後も現地通貨が測定単位として保持され，外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が保持される」との観点から，決算日レート法を支持する論理）に基づくものではないので，説得力のあるものになっていないと考えられる。

Ⅲ 高率インフレーション下での換算方法の比較分析

本章では，各基準における高率インフレーション下での換算方法を比較し，その差異を明らかにするとともに，各換算方法の論拠を中心に分析する。

(1) 高率インフレーション下での換算方法の比較

図2（51頁参照）は，①アメリカの財務会計基準審議会による財務会計基準書第52号，②カナダ勅許会計士協会の会計基準設定委員会による会計勧告セクション1650，③国際会計基準委員会による国際会計基準第21号¹⁰，④イギリスの会計基準委員会による標準会計実務書第20号における「高率インフレーション下での換算方法」の国際比較である。なお，オーストラリアの会計基準審議

10 旧国際会計基準第21号（[11], par.33）は，「基本的には，高率インフレーションの影響下にある在外事業実体の財務諸表は，換算手続を行うに先だって，物価変動の影響を修正すべきである。そうしない場合，par.34（テンポラル法—引用者挿入）で規定されている手続を適用すべきである。」と規定している。

会による会計基準第1012号¹¹、ニュージーランドの会計研究・基準審議会による標準会計実務書第21号および日本の企業会計審議会による外貨建取引等会計処理基準には、高率インフレーション下での換算方法についての規定はない。

図2 「高率インフレーション下での換算方法」の国際比較

アメリカ (SFASNo.52)	カナダ (AR1650)
<p>高率インフレーション経済のもとにある在外事業体の財務諸表は、あたかも機能通貨が報告通貨であるかのように、再測定されなければならない。したがって、これらの事業体の財務諸表は、par.10の要求(テンポラル法-引用者挿入)に従って報告通貨により再測定されなければならない。この要求目的にとって、高率インフレーション経済とは、3年間でおよそ100%以上の累積インフレーションのもとにある経済である ([7], par.11)。</p>	<p>在外事業体の経済環境が報告企業のそれと比べて高率インフレーションである場合、財務諸表は、par.29で示した方法(テンポラル法-引用者挿入)で換算すべきである ([3], par.33)。</p>
国際会計基準 (IASNo.21)	イギリス (SSAPNo.21)
<p>超インフレーション経済下の通貨で報告する在外企業実体の財務諸表は、換算するに先だって、国際会計基準第29号「高率インフレーション経済下の財務報告」に準拠して、それらを報告企業の報告通貨に再表示すべきである ([12], par.36)。</p>	<p>在外事業体が高率インフレーション下にある国で事業活動を行っている場合、単純な換算プロセスによって在外事業体の財政状態を歴史的原価に基づく財務諸表上で公正に表示することはできないであろう。このような状況のもとでは、現地通貨に基づく財務諸表は、換算プロセスを行うに先だって、カレント価格水準を反映できるように、修正されるべきである ([10], par.26)。</p>

図2「高率インフレーション下での換算方法」の国際比較から明らかなように、高率インフレーション下での換算方法について各基準に差異がみられる。アメリカおよびカナダの各基準は、高率インフレーション下にある在外事業体の財務諸表については、テンポラル法によって換算すべきであると規定している。他方、国際会計基準¹²およびイギリスの基準は、在外事業体の財務諸表を物価水準修正した後に、決算日レート法によって換算すべきであると規定している。

(2) 高率インフレーション下での換算方法の差異分析

11 オーストラリアの会計研究財団によるオーストラリア会計基準第20号([2], par.35)は、「経済が高率インフレーション下にある場合、その経済下にある在外事業体へ決算日レート法を適用することは、困難性を引き起こす。これらの在外事業体の大きさが換算財務諸表によって、反映されない可能性がある。この問題は、換算に先だって、非貨幣・非流動資産を再評価することによりある程度相殺できる。」と規定している。

12 国際会計基準第29号([13], par.29)は、「超インフレーション経済下の通貨で報告する親会社は、やはり超インフレーション経済下の通貨で報告する子会社を有する場合がある。

本節では、高率インフレーション下での換算方法の差異（テンポラル法によって換算すべきか、一般物価水準修正後に、決算日レート法によって換算すべきか）を各換算方法の論拠を中心に分析する。

アメリカの基準（SFASNo.52）は、高率インフレーション下での換算方法としてテンポラル法を採用した論拠を次のように説明している。

「改訂草案（一般物価水準修正後に、決算日レート法によって換算する方法—引用者挿入）による提案は実行困難であるとの観点から、当審議会は、次のように決定した。つまり、多くの回答者により推奨されたもっとも実務的な代替的方法によれば、高率インフレーションの定義に符号する経済下にある在外事業体の財務諸表については、あたかも機能通貨が報告通貨であるかのように、再測定すること（テンポラル法を適用すること—引用者挿入）を要求される。これは、本質的には実務的な決定である。そうではあるが、当審議会は、価値の貯蔵手段としての有用性を大きく喪失した通貨は機能的な測定単位ではありえないと考えている。報告通貨がより安定している場合には、インフレーション会計の形態を導入することなく、報告通貨が機能通貨として使用される（〔7〕, par.107）。」

また、アメリカの基準（SFASNo.52）は、在外事業体の財務諸表を一般物価水準の変動を修正した後に、決算日レート法によって換算する方法に対する反論を次のように指摘している。

「改訂草案では、審議会は、高率インフレーション経済下の国にある機能通貨による在外事業体の財務諸表を換算するに先だって、その国の一般物価水準の変動を反映するように再表示することを提案した。多くの回答者が、一般に

このような子会社の財務諸表は、親会社が公表する連結財務諸表に含める前に、子会社がその国の通貨で報告している国の一般物価指数を適用して再表示する必要がある。かかる子会社が在外事業体である場合、その再表示財務諸表は、決算日レートで換算される。超インフレーション経済下の通貨で報告しない子会社の財務諸表は、国際会計基準第21号に従って処理される。」と規定している。

は次に掲げる1つまたは複数の根拠に基づいて、その改訂に反対した。

- a. 一般物価水準の変動を反映するために再表示された情報は、基準書第33号の実験によりその有用性が十分に証明されない限り、基本財務諸表の上で、要求すべきではない。
- b. 基本財務諸表においては、一般物価水準の変動を反映する安定測定単位で表された情報と名目貨幣単位で表された情報が混合されるべきではない。
- c. いくつかの高率インフレーション経済国においては、信頼でき、適時な物価指数がないことが、その提案の実際の適用に重要な障害になる（〔7〕, par.106）。」

J. フラワー（〔8〕, pp.377-378）は、アメリカの基準（SFASNo.52）が高率インフレーション下での換算方法としてテンポラル法を採用した理由とその問題点を次のように指摘している。

「外国の高率インフレーションは、しばしば会計士に難問を提示する。たとえば、表16.7で示したように、1989年-1992年の期間において、ブラジルにおける物価は、イギリスが経験した率をはるかに超える率で、急速に上昇した。これに見合うクルゼイロの交換価値の下落が生じた。このような状況においては、決算日レート法は、不満足な結果をもたらす。このことは、単純な例によって証明できる。1989年にイギリスの会社のブラジルにある子会社が、10,000,000クルゼイロ（つまり、1989年の為替レートで548,245ポンド）で土地を購入したと仮定しよう。ブラジルの財務諸表上でインフレーション修正をしない場合には、この資産は、1992年の子会社の貸借対照表上で歴史的原価、つまり、10,000,000クルゼイロで表示されるであろう。決算日レートで換算すると、連結財務諸表上における1992年の土地の価額は、534ポンド（10,000,000クルゼイロ×1ポンド/18,729.90クルゼイロ）である。この金額は、この資産に付される『真実かつ公正』な価値であるようには思われぬ。これは、『消滅機械装置』現象の1つの例である。つまり、高率インフレーション経済のもので設置されている機械装置は、時の経過とともに、連結貸借対照表から

消滅する傾向がある。このことに対処するために、このような状況においては、固定資産を換算するために歴史的レートを使用すべきであることがしばしば提唱されている。これが基準書第52号のアプローチである。基準書第52号は、高率インフレーション経済のもとにある子会社の財務諸表の換算に対するテンポラル法の使用を規定している。

上の例において、テンポラル法が使用されるならば、土地は、ポンドの観点からの原価、つまり、548,245ポンドで連結貸借対照表に計上されるであろう。テンポラル法は、比較的満足のいく結果を与えるけれども、その使用は、決してインフレーションに対する修正手段ではないことを明らかにすべきである。548,245ポンドという数値は、イギリスのインフレーションに対して修正される株主の当初投資（これは、イギリスの物価指数における変動をポンドでの原初原価に掛けることにより算定される。つまり、 $641,447 \text{ポンド} = 548,245 \text{ポンド} \times 117 / 100$ ）を表すものでもないし、ブラジルにおける土地のポンドのカレント価値（ブラジルの物価指数の上昇を掛けたクルゼイロでの当初原価を決算日レートで換算した価値、つまり、 $345,191 \text{ポンド} = 10,000,000 \text{クルゼイロ} \times 64,654 / 100 \times 1 \text{ポンド} / 18,729.90 \text{クルゼイロ}$ ）を表すものでもない。この見解は、きわめて明解である。換算は、子会社の財務諸表に対するインフレーション修正に代わるものではない。

表16.7 ブラジルとイギリスの為替レートと物価

年度	1ポンドに対するクルゼイロの為替レート	卸売物価指数	
		ブラジル	イギリス
1989	18.24	100	100
1992	18,729.90	64,654	117

また、D.S.F.チャイと.G.G.ミューラー（[4]、pp.188-189）も、アメリカの基準（SFAS No.52）が高率インフレーション下での換算方法としてテンポラル法を採用した理由とその問題点を次のように指摘している。¹³

「一国のインフレ率とその通貨価値との間の反比例の関係が、経験的に証明

されてきた。その結果、インフレーション状況にある非貨幣性資産の原価を換算するためのカレントレートの使用は、結局のところ、それらの当初の測定基礎よりはるかに低い国内通貨相当額をもたらすであろう。同時に、換算利益は、より少ない減価償却費のために、相応する以上に大きくなるであろう。そのような換算結果は、情報を与えるというより、おそらく誤りを導くであろう。より低いドル評価は、現地インフレーションにより支えられた外国にある資産についての実際の収益力を通常過小表示するであろう。在外事業体のインフレ投資利益率は、将来の収益性についての誤った期待をもたらすであろう。

前述の問題に取り組むことなく、FASBは、そのような修正は基本的な米国財務諸表で用いられている歴史的評価フレームワークと矛盾すると考えられるので、換算前インフレーション修正に反対する決定をした。予備的な解決策として、基準書第52号は、高率インフレーション状況、つまり、3年間で100%を超える累積インフレーション率の国にある在外事業体の機能通貨として米国ドルの使用を要求している。この手続は、(テンポラル法により)外貨建て資産が歴史的レートで換算されるので、外貨建て資産のドル相当額を一定に保つてであろう。

しかしながら、この会計手続には、限界がある。第一に、子会社のある現地

13 D.S.F.チョイとG.G.ミューラー ([4], p.189) は、アメリカの基準 (SFASNo. 52) が高率インフレーション下でテンポラル法を採用したことの別の問題点を次のように指摘している。「高率インフレーション経済下のインフレーション率が、将来 (たとえば、100%以下に) 鎮静化するなら、決算日レート法 (現地通貨が機能通貨となるであろう) への変更は、為替レートがその間に大きく変動することから、多額の換算調整勘定を連結持分に計上することになるであろう。このような状況のもとで、外貨建て固定資産に関する換算損失の株主持分へのチャージは、分母の株主持分によって財務比率へ大きな影響を与えるであろう。

報告利益への有利な影響のために基準書第52号を早期に採用した会社は、投資分析家の反応、特に最低負債比率に関する借入契約条項を締結している銀行の反応を心配している。基準書第52号の持分への影響が、債権者、株主および信用格付機関による会社の評価に影響を与えるであろうかどうかは未解決の問題である。外貨換算の問題は、外国におけるインフレーションに関する会計の問題とは別個の問題である。」

と本国との間のインフレーション率の差が為替レートと負の相関関係にある場合に限り、歴史的レートによる換算は意味がある。このことが満たされないなら、インフレーション状況にある外貨建てのドル相当額もまた誤りを導くであろう。」

要するに、現地国が高率インフレーション下にある場合に決算日レート法を適用すると、非貨幣性資産の換算数値には、現地国での一般物価水準の上昇が反映されずに、為替レートの変動の影響だけが反映されることになる。したがって、決算日レート法の適用によって、非貨幣性資産に関して異常に低い無意味な換算数値がもたらされる。この問題を解決するためには、本来、現地の一般物価変動によって修正した後に決算日レートで換算する方法を採用すべきであると考えられる。しかしながら、換算プロセスに一般物価変動修正を含んでいこの換算方法は、本国の財務諸表が原価主義会計に基づいていることを前提とする限り、採用することはできないと考えられる。このため、一般物価変動修正後に決算日レートを適用する方法の代用として、テンポラル法が提唱されている。ただ、高率インフレーション経済下でのテンポラル法による換算結果は、一般物価変動が為替変動によって完全に相殺される場合に限り、一般物価変動修正後に決算日レートを適用する方法の換算結果と一致するにすぎないし、現実に一般物価変動が為替変動によって完全に相殺されることはないと考えられる。また、一般物価水準の変動と為替レートの変動の影響を別個に反映すべきであるとの観点からも、一般物価水準の変動を修正した後に、決算日レート法によって換算する方法が主張される。¹⁴ したがって、高率インフレーション経済下では、本来、現地の一般物価変動によって修正した後に決算日レートで

14 井上助教授 ([9], 84-85頁)は、現地国の一般物価が変動しており、本国の一般物価は安定している場合における「現地一般物価変動によって修正した後に決算日レートで換算する方法」の優位性を次のように説明している。「期首の為替レートが1 FC = \$ 1、期末の為替レートが2 FC = \$ 1であり、本国の一般物価変動は0%、現地国は100%であると仮定する。この場合、一般物価変動は為替変動によって相殺されることになる。さらに、非貨幣

換算する方法を採用すべきであり、テンポラル法は、あくまでも実務的・便宜的な方法として採用すべきであると考えられる。

IV むすび

近年、状況別換算法が、多くの国の会計基準において採用されてきている。状況別換算法のもとでは、在外事業体が独立型在外事業体と従属型在外事業体とに識別され、前者には決算日レート法が適用され、後者にはテンポラル法が適用される。このように、外貨表示財務諸表の換算方法に関する会計基準は、多くの国において状況別換算法が採用されており、各基準に基本的な差異はない。しかしながら、状況別換算法のもとで決算日レート法が適用される場合、その換算手続には、各基準に差異がみられる。また、高率インフレーション下での換算方法にも、各基準に差異がみられる。このため、本論文では、まず、各基準における決算日レート法による換算手続を比較し、その差異を分析し、

項目である棚卸資産を期首に80FCで購入し、そのまま期末まで所有していたとする。この場合、取得日レートの1FC=\$1で換算すると\$80となる。また、この棚卸資産を期末に一般物価修正すると80FC×(1+1.00)=160FCとなり、これを期末の為替レート2FC=\$1で換算すると、同じく\$80となる。これは一般物価水準が2倍に上昇した影響が、為替レートが $\frac{1}{2}$ となったことによって相殺されたためである。このように、一般物価変動が為替変動によって相殺されると仮定するならば、非貨幣資産を取得日レートで換算した結果と、一般物価修正後の当該資産を決算日レートで換算した結果とは等しくなる。

さらに、一般物価変動が為替変動によって相殺されない場合を考えてみると問題は複雑になる。例えば、現地国の一般物価変動が100%のまま、為替レートが1.5FC=\$1の場合と2.5FC=\$1の場合を考えてみよう。まず、1.5FC=\$1の場合には、一般物価変動の影響を一部しか相殺できない。この場合には、一般物価修正後の棚卸資産160FCを決算日レートで換算すると約\$107になる。この数値は一般物価変動と為替変動が相殺される場合の\$80と一致せず、\$27も多くなる。また、2.5FC=\$1の場合に同様に計算すると\$64となり、一般物価変動と為替変動が相殺される場合よりも逆に\$16少なくなる。現実には、物価変動が為替変動によって完全に相殺されるとは考えられないため、この不一致は重大な問題となる。したがって、一般物価変動が生じている場合には、歴史的な原価会計にもとづく外貨数値を決算日レートで換算するのではなく、現地の一般物価変動によって修正した後に決算日レートで換算する方法が提唱されることになる。」

次に、各基準における高率インフレーション下での換算方法を比較し、その差異を分析した。

決算日レート法による換算手続の国際比較の結果、①損益計算書項目の換算レート（決算日の為替レートか取引日の為替レートのいずれにより換算すべきか）と②換算差額の処理（独立した持分構成項目として処理すべきか資産の部または負債の部に計上すべきか）について差異があることを明らかにした。また、差異分析の結果、比較的多くの基準において、損益計算書項目は、原則として、取引日の為替レートによって換算すべきであると規定されているけれども、その論拠は、指摘されていないことを明らかにした。むしろ、いくつかの基準において、決算日の為替レートを適用すべきであるとする論拠が、換算目的（外貨表示財務諸表における項目間の諸関係が換算後も保持されるとの目的）達成の観点から、指摘されていることを明らかにした。

次に、高率インフレーション下での換算方法の国際比較の結果、テンポラル法によって換算する方法と現地の一般物価変動によって修正した後に決算日レートで換算する方法の2つの処理方法があることを明らかにした。また、差異分析の結果、現地国が高率インフレーション下にある場合に決算日レート法を適用すると、非貨幣性資産の換算数値には、現地国での一般物価水準の上昇が反映されずに、為替レートの変動の影響だけが反映されることになり、非貨幣性資産に関して異常に低い無意味な換算数値がもたらされる。この問題を解決するために、現地の一般物価変動によって修正した後に決算日レートで換算する方法が提唱されていることを明らかにした。ただ、この換算方法は、換算プロセスに一般物価変動修正を含んでいるので、本国の財務諸表が原価主義会計に基づいていることを前提とする限り、採用することはできないと考えられる。このため、一般物価変動修正後に決算日レートを適用する方法の代用として、テンポラル法が実務上提唱されていることを明らかにした。

参考文献

- [1] Australian Accounting Standards Board, ASRB 1012 : *Foreign Currency Translation* (ASRB,1988).
- [2] Australian Society of Certified Practising Accountants and The Institute of Chartered Accountants in Australia, Australian Accounting Standards No.20: *Foreign Currency Translation* (ASCPA&ICAA,1988).
- [3] Canadian Institute of Chartered Accountants, Accounting recommendations 1650 : *Foreign Currency Translation* (CICA,1983).
- [4] Choi, Frederick D.S. and Mueller, Gerhard G., *International Accounting 2nd Edition* (Prentice-Hall,1992).
- [5] 中央監査法人 (訳)『会計基準国際比較ハンドブック』中央経済社, 1995年
- [6] Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.8: *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transaction and Foreign Currency Financial Statements* (FASB,1975).
- [7] ———, Statement of Financial Accounting No.52: *Foreign Currency Translation* (FASB,1981).
- [8] Flower, John, "Foreign Currency Translation," In C. Nobes and R.Parker, ed., *Comparative International Accounting* (Philip Allan, 1981), pp.293-325.
- [9] 井上達男 (稿)「物価変動と外貨換算」『商学論究』第38巻第3号 1990年12月, 75-97頁
- [10] The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Statement of Standard Accounting Practice No.20 : *Foreign Currency Translation* (ICAEW, 1983).
- [11] International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No.21: *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (IASC,1983).
- [12] ———, International Accounting Standard No.21: *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (IASC,1993 Revised).
- [13] ———, International Accounting Standards No.29 : *Financial Reporting in Hyperinflationary Economies* (IASC,1989).
- [14] 嶺輝子著『外貨換算会計の研究』多賀出版, 1992年
- [15] 森田哲彌 (稿)「『外貨建取引等会計処理基準』改訂の要点と考え方」,『企業会計』第47巻第9号, 1995年9月, 25-32頁
- [16] 村上利幸 (稿)「第Ⅱ部第5章外貨換算情報の国際比較」, 若杉明 (編著)『会計制度の国際比較』中央経済社, 1992年, 232-246頁
- [17] New Zealand Society of Accountants, Statement of Standard Accounting Practice No.21: *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange*

Rates (NSA, 1988).

- [18] 榊原英夫（稿）「外貨表示財務諸表の換算方法に関する研究（3）－状況別換算法－」
『富大経済論集』第42巻第1号，1996年7月，93-129頁
- [19] 白鳥庄之助（稿）「外貨換算会計のフレームワーク」『企業会計』第36巻第5号，1984年
5月，4-13頁
- [20] ——，（稿）「在外子会社等の財務諸表項目の換算」『企業会計』第47巻第9号，1995年
9月，63-74頁